

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ における検討事項の整理

資料1

チーム医療の推進に関する検討の経過

チーム医療の推進に関する検討会（平成21年8月～平成22年3月）

※全11回開催

- チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催。
- 日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等について検討。

報告書を受けて…

チーム医療推進会議（平成22年5月～）

※平成23年12月までに10回開催

- チーム医療を推進するための方策について
- チーム医療を推進するための看護師業務の在り方について

チーム医療推進方策検討WG

（平成22年10月～）

※平成23年11月までに9回開催

- チーム医療の取組の指針となるガイドラインの策定
- 上記ガイドラインを活用したチーム医療の普及・推進のための方策
- 各医療スタッフの業務範囲・役割について、さらなる見直しを適時検討するための仕組みの在り方

チーム医療推進のための看護 業務検討WG

（平成22年5月～）

※平成24年3月までに20回開催

- 看護師の業務範囲
- 「特定の医行為」の範囲
- 特定看護師（仮称）の要件
- 特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準

- 看護業務実態調査
- 看護師特定能力養成 調査試行事業
- 看護師特定行為・業務試行事業

チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループにおける検討イメージ

検討課題

現行の看護基礎
教育で対応可能であり
看護師の更なる活用が
望まれる業務・行為

医療現場等で
一定のトレーニング
を積み重ねた看護師
が実施すべき業務・
行為

看護師が能力を認証
されるための要件

一定の系統的な教
育・研修を受けた看護
師が実施すべき業務・
行為

他職種による
実施が適当な業務

看護師が能力を認証
するために必要なカリ
キュラム等の認定基準

看護業務実態調査(平成22年度)

- 現在看護師が行っている医行為の範囲
- 将来的に、一般の看護師が実施可能と想定される医行為の範囲
- 将来的に、特定看護師(仮称)が実施すべき医行為の範囲
- 看護師が現在行っている業務の中で、他職種による実施が適当と考えられる業務

特定看護師(仮称)養成調査試行事業 (平成22年度)

【コース】

- (A) 修士課程 (B) 研修課程
- (C) 養成課程 情報収集事業

専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に取り組む修士課程、研修課程等に幅広く協力を得て先導的な試行を実施し、カリキュラムの内容や実習の実施状況等に関する情報を収集する。

実践にあたり、能力認証が必要な
特定行為の候補

調整

「特定行為」を修
得するためのカリ
キュラムの在り方

安全に実施す
るための要件

特定看護師(仮称)業務試行事業 (平成23年度)

医療現場(病院・診療所・訪問看護事業所・介護関係施設等)における業務実施の試行
業務実施の安全性を確認し、医師等の現場の
医療従事者からの評価を受ける。

特定看護師(仮称)養成調査試行事業 (平成23年度)

【コース】

- (A) 修士課程 (B) 研修課程
- (平成22年度と同様に実施)

看護師特定行為・業務試行事業 (平成24年度)

(平成23年度特定看護師(仮称)業務試行事業
と同様に実施予定)

看護師特定能力養成 調査試行事業 (平成24年度)

【コース】

- (A) 2年課程 (B) 8ヶ月課程
- (平成22年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業と
同様に実施予定)